



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 4月は新年度の始まり、新入社員も入り総務は忙しい季節です。当社はパート従業員も多いのですが、法改正があったそうですね。何が変わったのでしょうか？

A1 4月1日は年度の節目ですから、毎年何かしら法改正があります。今年は「パートタイム労働法」が改正されます。

パートだからと言って社員と比較して不利な労働条件にならないように少しずつ均等待遇になるよう法改正されています。

今回の改正のポイントは次のとおりです。

1. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(職務の内容や配置転換等が正社員と同じ場合)

- ① 有期契約パートであっても「賃金」「教育訓練」「福利厚生施設の利用」の差別禁止。
- ② パートと正社員の待遇が不合理ではない。
- ③ 「通勤手当」等職務に必要な手当はパートであっても支払うよう努力する。

2. パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ① 雇い入れ時に説明すること(例)
 - ・パートの賃金制度はどうなっているのか
 - ・どのような教育訓練があるのか
 - ・正社員転換制度の内容
 - ・福利厚生施設の利用について
- ② 説明を求めた事による不利な扱いを禁止
 - ・パートが処遇などについて説明を求めたことでの不利益扱いをしてはならない
- ③ パートからの相談に対応する体制整備義務
- ④ 雇用契約書に「相談窓口」を明示
- ⑤ 親族の葬儀等で休むことによる解雇は不適当

3. パート労働法の実効性を高めるための規定の新設

- ① 各県の労働局雇用均等室(厚生労働大臣)の勧告に従わない場合、会社名を公表できる
- ② 虚偽の報告は20万円以下の過料

Q2 その他に変わった法律はありますか？対応も教えてください。

A2 労働契約法の一部が変わりました。平成25年に改正された「無期労働契約への転換」(※)が施行された時、多くの企業が今後の雇用契約はどうなるのか、無期と申し込めばすべて無期労働者になってしまうのか、景気の悪くなった時はどうするのだ!!と不安になりましたね。

(※) 同一の使用者ととの間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。(労働契約法第18条)

その後徐々に法改正の内容が明らかになっていく度に、企業として手を打つがあることが分かって安心してきました。契約期間が無期に変わるだけで賃金体系を変更する必要もなく、企業としての人件費もほぼ変わらないということが分かってきましたね。ただ、就業規則は今までの社員就業規則とは別な就業規則を作る必要があると思います。社員とは処遇が違いますから。

今回の法改正は、「専門的知識を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」といい、定年後引き続き雇用される者が65歳になった時に、本人が申し込めば65歳から無期雇用にできると読めてしまう、言わば制定当初にはそこまで詳細に決められていなかったことを追加で法改正として周知させたものです。定年後引き続いて雇用される者の他に、「高度専門労働者」も除外されます。

「高度専門労働者」とは、

- ・一定の期間内に完了する業務に従事(上限10年)
- ・高収入かつ高度の専門的知識等を有する者をいい、無期転換申込権が発生しないこととなりました。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980